

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成18年11月22日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

目 次

目 次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (水産経営課)	37
告 示	
○土地改良法による道営換地計画の決定(2件)..... (農業施設管理課)	37
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	38
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	38
○森林法による通知に代える公示(2件)..... (治山課)	39
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	40
○道路の供用の開始..... (道路課)	40
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	40
道人事委員会規則	
○精神病院の用語の整理のための関係人事委員会規則の整理に関する規則.....	40
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	41
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	41
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	42
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	42

告 示

北海道告示第992号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、新篠津村中篠津南地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成18年12月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第993号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、栗山町旭大地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年12月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第159号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第994号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉197の3
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第995号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
 - 土別市朝日町茂志利6380の4・6872の1・6872の2・6872の5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、6380の2、6380の3、6380の5、6872の6、7340
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字中藻436の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに土別市役所及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第996号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡鹿追町東瓜幕西16線25の40・東瓜幕西17線25の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字栄467の1・468の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第997号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村・中川郡美深町・音威子府村・中川町 (以上2町2村について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
占冠村・美深町・音威子府村・中川町(以上2町2村について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 留萌郡小平町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小平町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 留萌郡小平町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小平町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第998号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を乙部町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年北海道告示第958号のとおりである。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

爾志郡乙部町字緑町522所在の森林について所有権を有する 沢田 誠

北海道告示第999号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を名寄市役所及び音威子府村役場の掲示場に掲示した。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
名寄市字旭東306所在の森林について所有権を有する 田中英一

- (2) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第1665号
- (3) 掲示場所 名寄市役所

2(1) 所在が不明な者

中川郡音威子府村字咲来174の1、176所在の森林について所有権を有する

長 野 嘉 男

中川郡音威子府村字咲来215の1、215の8、215の9所在の森林について所有権を有する

伊 東 よし子、木 島 輝 美、岡 崎 明 美、井 口 京 子

中川郡音威子府村字咲来228所在の森林について所有権を有する

一ノ谷 光 生

中川郡音威子府村字咲来230所在の森林について所有権を有する

高 瀬 英 輔

中川郡音威子府村字咲来947の1、947の2所在の森林について所有権を有する

福 田 敏 行

中川郡音威子府村字咲来943所在の森林について所有権を有する

岡 田 幸 雄

中川郡音威子府村字物満内96、97所在の森林について所有権を有する

松 田 富 三

- (2) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第1665号
- (3) 掲示場所 音威子府村役場

北海道告示第1000号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成18年12月6日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 有限会社丸正仁木産業建設 仁木 正
 - (2) 主たる営業所の所在地 余市郡仁木町銀山1丁目451番地
 - (3) 建設業の許可の番号 般-14後第1517号
- 3 処分の内容 許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実

上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

北海道告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 丹 羽 今 金 線 北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町北檜山区東丹羽7番1地先から 瀬棚郡今金町字神丘432番1地先まで	平成18.12.25
道道 江 差 木 古 内 線 北海道函館土木現業所	檜山郡上ノ国町字湯ノ岱49番2地先から 檜山郡上ノ国町字湯ノ岱142番3地先まで	同 18.12.22
道道 上羽幌羽幌停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字中央623番2地先から 苫前郡羽幌町字中央1189番1地先まで	同

北海道告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
江 別 恵 庭 線 北海道札幌土木現業所	江別市東野幌620番1地先から 北広島市北の里532番1地先まで	前	27.00mから 32.00mまで	118.00m	
		後	29.00mから 34.00mまで		
上羽幌羽幌停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字上羽幌113番1地先から 苫前郡羽幌町字上羽幌446番地先まで	前	8.00mから 70.30mまで	586.00m	
		後	10.80mから 70.30mまで		
		前	10.80mから 70.30mまで	590.00m	
		後	10.80mから 36.83mまで		

道 人 事 委 員 会 規 則

精神病院の用語の整理のための関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成18年12月22日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1116

精神病院の用語の整理のための関係人事委員会規則の整理に関する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の調整額に関する規則(北海道人事委員会規則7-188)の一部を次のように改正する。

別表第1中「道立精神病院」を「道立精神科病院」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-267)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部中「道立精神病院」を「道立精神科病院」に改める。

(宿日直手当に関する規則の一部改正)

第3条 宿日直手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-285)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「道立精神病院」を「道立精神科病院」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 管理職員等の範囲を定める規則(北海道人事委員会規則14-1)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「道立精神病院」を「道立精神科病院」に改める。

附 則

この規則は、平成18年12月23日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-64

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13-42)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の2中「第9条の2第1項」の次に「各号列記以外の部分」を加え、同条を第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 条例第9条の2第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)を出迎えるため赴く職員

とする。

第5条の4中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の2第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の7中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の3第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の9中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の3第2項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第22条中「、休息时间」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-65

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13-43)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の2中「第9条の2第1項」の次に「各号列記以外の部分」を加え、同条を第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 条例第9条の2第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)を出迎えるため赴く職員とする。

第5条の4中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の2第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の7中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の3第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の9中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
 (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の3第2項に規定する職員に該当しなくなったこと。
 第22条中「、休息时间」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 6 随意契約によつた理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 氏 名 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 住 所 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第187号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成18年12月25日から施行する。

平成18年12月22日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表札幌方面岩見沢警察署の項中

「	緑 町	同 緑町 1丁目1番50 号	」	を	「	桜 木	同 桜木 1条6丁目2 番20号	」	に改める。
---	-----	----------------------	---	---	---	-----	------------------------	---	-------

北海道警察本部告示第188号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年12月22日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 運転者管理システム修正業務委託 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
 平成18年11月29日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日本電気株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区芝五丁目7番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
 54,180,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 随意契約